

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第7条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成22年3月2日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

## 1 一般競争入札に付する事項

本件は、下記(1)ア及び(1)イについて、一括して入札し契約するものである。

### (1) 工事件名

ア 石張舗装工事

イ 石張舗装工事

### (2) 工事概要

ア 舗装工

(ア) 石張工（天然石）	1,638平方メートル
(イ) 石張工（人工タイル）	269平方メートル
(ウ) 10-B号工	39平方メートル
(エ) 2再号工	315平方メートル
(オ) 4再号工	33平方メートル
(カ) 12再号工	188平方メートル
(キ) 道路付帯工	一式
(ク) 区画線工	一式

イ 舗装工

(ア) 石張工（天然石）	169平方メートル
(イ) 仮復旧工	一式

(3) 工期

ア 契約の日から平成22年12月31日まで

イ 契約の日から平成22年10月31日まで

(4) 工事場所

ア 京都市中京区河原町通西側，三条通～四条通他 地内

イ 京都市中京区三条名店街，河原町通西入 地内

2 参加資格等に関する事項

この公告に係る競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とします。

- (1) 京都市上下水道局の平成21年度の競争入札有資格者名簿に「舗装工事」の種目で登録されており、かつ、当局の「舗装工事」での登録年数が2年以上あること。
- (2) 本市の区域内に主たる事業所（本社等）があること。
- (3) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、開札日の翌日において有効（審査基準日から1年7ヶ月以内）なものに限る。以下同じ。）における「ほ装」の種目の総合評定値が900点以上であること。
- (4) 平成6年度以降に、国内において、道路面における石張の施工実績を有すること。施工実績については、元請である必要はありません。
- (5) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から参加資格の確認までの期間に、京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」といいます。）第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けていないこと。
- (6) 建設業法の定めるところにより、本件工事の施工に必要な監理技術者を当該工

事に専任で配置できること。

なお、配置予定の技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加の申出日において引き続き3箇月以上の雇用関係があることとし、実際に配置する技術者の変更については、相当の理由があるものとして当局の承認を受けた場合を除き、認めないものとします。

- (7) 本件入札の一般競争入札参加資格確認通知日において、平成21年7月1日以降に京都市上下水道局が公告した舗装の種目における一般競争入札で、低入札価格調査制度に基づく低入札価格調査（以下「低入札価格調査」といいます。）を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されていないこと、又は落札決定に至っていない同種目の他の入札において低入札価格調査の対象となる応札を行っていないこと

(8) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できません。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいいます。以下同じ。）又は子会社の一方が、会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」といいます。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除きます。

- (ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいいます。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除きます。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

### 3 一般競争入札参加資格確認申請書等の交付

#### (1) 問い合わせ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

(電話 075-672-7728)

ホームページのアドレス <http://www.city.kyoto.jp/suido/yodo.htm>

#### (2) 交付期間

この公告の日から平成22年3月8日(月)午後5時まで

#### (3) 交付方法

(1)の上下水道局ホームページに掲示しますので、ダウンロードして使用してください。

### 4 競争入札の参加資格の確認手続

#### (1) 参加資格の確認の申請

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類(以下「申請書類」といいます。)を提出し、入札参加資格について審査を受けることとします。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 添付書類

上記 2 (3)、2 (4)及び 2 (6)に掲げる条件に関する書類等

(2) 申請書類の提出期間

この公告の日から平成 22 年 3 月 8 日 (月) までの午前 9 時から午後 5 時まで

(3) 参加資格の確認の通知並びに工事の設計書及び図面等について

申請書類の受領後、競争入札の参加資格の確認を行い、平成 22 年 3 月 11 日 (木) に、京都市上下水道局総務部用度課において掲示します。参加資格があると認められた者は、この日以降に入札参加資格通知書兼競争入札通知書及び入札書を受け取ることとします。

工事の設計書及び図面については、平成 22 年 3 月 19 日 (金) までに株式会社平安光業 (京都市中京区丸太町烏丸西入常真横町 187 番地 電話 075-231-1177) 又は株式会社中央精器 (京都市下京区烏丸通五条下ル大坂町 396 番地 電話 075-871-8400) において有償にて配布します (配布する時間帯は、午前 9 時から午後 5 時までとします。)。この参加資格の確認の通知日から平成 22 年 3 月 19 日 (金) までの期間に設計書及び図面の購入をされなかった場合、積算不能として本件入札に参加することができません。

(4) 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、管理者に対し、書面により競争入札の参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができます。

なお、当該書面は、平成 22 年 3 月 16 日 (火) までに、上記 3 (1)の場所に提出することとします。

イ 管理者はアによる説明を求められたときは、平成 22 年 3 月 18 日 (木) までに説明を求めた者に対し、書面により回答します。

(5) 参加資格の確認の取消し

参加資格があると認めた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、管理者は(3)による通知を取り消し、改めてその旨を通知します。

ア 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までに、京都市上下水道局契約規程第3条に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、平成21年7月1日以降に京都市上下水道局が公告した当該種目における一般競争入札において、低入札価格調査を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されたとき、又は落札決定に至っていない同種目の他の工事入札において低入札価格の対象となる応札を行ったとき。

ウ 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けたとき。

エ 下記5の現場説明会に参加しなかったとき。

オ ア、イ、ウ及びエに掲げるもののほか、この入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

カ その他管理者が特に入札に参加させることが不適當であると認めたとき。

5 現場説明会の実施日及び場所

(1) 実施予定日時

平成22年3月23日(火) 午後1時30分

(2) 実施予定場所

京都市上下水道局総務部用度課入札室

6 入札実施日及び実施場所

(1) 実施予定日

平成22年3月30日(火)

## (2) 実施予定場所

京都市上下水道局総務部用度課入札室

## 7 入札方法

- (1) 入札は、原則として、参加資格者が入札に出席して、入札書を入札函に投函することにより実施するものとします。
- (2) 入札者は、(1)により投函した入札書の書換え、引替え又は撤回をすることはできません。
- (3) 代表者以外の者（以下「代理人」といいます。）が入札する場合には、本件入札に関し代理人を選任した旨を記載した委任状を提出すること。ただし、代表者の記名押印がある入札書で入札する場合は、本状の提出は必要としません。

## 8 落札者の決定方法及び低入札価格調査

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、低入札価格調査制度の調査基準価格を下回る価格で入札した場合（以下、その入札者を「低入札価格入札者」といいます。）は、同制度による調査を実施しますので、開札日の翌日から2日後（日数の計算に当たっては、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日を除きます。）の午後5時までに、低入札価格調査に必要な書類等（以下「低入札価格調査資料」といいます。）を上記3(1)の場所に提出しなければなりません。

低入札価格応札者が、低入札価格調査資料を期日までに提出しない場合は、理由の如何を問わず入札参加資格を取り消し、その者に対し要綱第27条第1項の規定に基づき、競争入札参加停止措置を行います。

なお、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときには、その者との契約を行いません。

低入札価格調査に係る調査項目等の詳細は、上記3(1)の場所において掲示して

います。

- (2) 落札予定者が低入札価格調査を経て落札者となり契約した場合は、契約の日から当該請負者が提出する完成通知書に記載の完成日（当該期間が1年を超える場合は、1年を経過する日）まで、京都市上下水道局が実施する当該種目の入札には参加できないものとします。

## 9 入札の無効

- (1) 京都市上下水道局契約規程第12条各号（第3号を除きます。）に定めるもののほか、虚偽の申請により参加資格があると認められた者が行った入札は、無効とします。
- (2) 本件入札及び本件入札と開札日を同じくする他の同種目の工事の入札において低入札調査基準価格を下回る額の応札（以下「低価格入札」といいます。）を複数の入札で行った場合は、その者の行った低価格入札はすべて無効とします。

## 10 その他

- (1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものではありません。
- (2) この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約保証金 必要
- (5) 契約書作成の要否 要

（上下水道局総務部用度課）